

議案第 16 号

長久手市税条例及び長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市税条例及び長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、長久手市税条例及び長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市税条例及び長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

(長久手市税条例の一部改正)

第 1 条 長久手市税条例（昭和 37 年長久手村条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(市民税の申告) 第 36 条の 2 (略) 2 ～ 9 (略) 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に当該該当することとなった日から 30 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）<u>第 2 条第 16 項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を	(市民税の申告) 第 36 条の 2 (略) 2 ～ 9 (略) 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に当該該当することとなった日から 30 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）<u>第 2 条第 15 項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を

申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略)	申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略)
---	---

(種別割の減免)

第 8 9 条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第 2 条第 1 6 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

(種別割の減免)

第 8 9 条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

第 1 3 9 条の 3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 1 6 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 及び (3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第 1 4 9 条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告

第 1 3 9 条の 3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 及び (3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第 1 4 9 条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告

しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2) 及び(3) （略）	しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2) 及び(3) （略）
---	---

（長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第2条 長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長久手市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に

定めるところによる。 (1)及び(2) (略) (3) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (4) 特定個人情報ファイル 法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。 (5) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (6) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (7)及び(8) (略)	定めるところによる。 (1)及び(2) (略) (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (4) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。 (5) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (6) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (7)及び(8) (略)
--	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、長久手市税条例及び長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

2 改正の内容

所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

この条例は、令和7年4月1日から施行するものとします。